

意見提出者	団体
1. 項目	建設業法における営業所専任技術者制度の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICT を利用した情報処理システムの受託開発、または情報処理機器や通信機器等の販売等において、電気工事や電気通信工事が必要となる場合があります。この場合、建設業許可が必要となる。</p> <p>建設業法を取得・維持するための要件として、営業所ごとに専任の技術者を配置することとされている。この技術者には、当該営業所において受注される建設工事を円滑に進めるための役割が期待されるため、当該営業所に常勤してその職務にあたることが求められている。</p> <p>一方で、現状の法人（特に大企業）の一部では、営業所には営業部門のみを配置し、工事施工に係る見積りや施工計画等の立案等については、別の事業所（本社等）からパソコンや電話等を用いて遠隔的に、営業部門に対して指導・監督が行われることが多い。</p> <p>このため、既に建設業許可を保有している ICT 事業者は、必ず営業所に有資格者を設置しなければならないが、コーポレートガバナンスの強化の方策が狭められている。また、新たに建設業許可を取得しようとする ICT 事業者においては、有資格者を確保することが困難な場合も多く、業界参入の障壁となっている。</p> <p>冒頭にも触れたが ICT 関連サービスには建設業許可が必要な場合もあるところ、上記のような参入障壁は、ICT 関連市場における価格競争や品質競争の非活性化の一因にもなりかねない。また、その影響を受けるのは最終的には ICT 利用者であるから、ICT の利活用を阻害する一つの要因になり得る。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法（第7条、第15条）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>（提案内容）</p> <p>企業のコーポレートガバナンスまたは組織構造の方式に応じて、営業所に有資格者が常勤しておらずとも、建設工事の円滑かつ適正な履行が確保されていると認められる場合には、営業所への有資格者の配置を不要とすべき。</p>